

化学保安課契約業者等選定委員会要綱

(趣 旨)

第1条 化学保安課において執行する業務の契約に当たり、当該契約の相手方となる業者の適正な選定を図るため、課内に化学保安課契約業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任 務)

第2条 委員会は、契約の相手方となる業者の選定等に関して必要な事項を審査する。
2 前項の審査は、各担当のグループリーダーの内申に基づいて行う。

(組 織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委 員 長 化学保安課長
副委員長 化学保安課副課長
委 員 化学保安課主幹

- 2 委員長は会務を総理し、副委員長は委員長を補佐する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(招 集)

第4条 委員会は、必要があるときに委員長が招集する。

- 2 委員会は、過半数以上の者が出席しなければ、委員会を開くことができない。
- 3 委員会を開催するいとまがない場合は、委員全員の回議により審議することができる。

(関係職員の出席)

第5条 委員会は、審査の内容について必要があるときには、関係職員の出席を求め、その説明を聞くことができる。

(秘密の保持)

第6条 委員会の内容又は職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、火薬・電気担当に置く。
る。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年9月1日から施行する。
- 2 化学保安課工事請負等指名業者選定委員会要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。